

令和5年度事業計画書

- 1 事業年度の期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 2 事業年度の期首における社員の予定数 158人(5.4.1)
- 3 当期中に入会が予定される社員の数 2人
- 4 当期中に官庁、公署等からの依頼を予定する登記嘱託件数 1,000件
- 5 当期中に官庁、公署等からの依頼を受けるについて受け取りが
予定される委託料 1件当たり平均 金13,000円

事業計画推進方針

「司法書士及び司法書士法人の専門的能力を結合して、官公署等による不動産の権利に関する登記（公共嘱託登記）の嘱託又は申請手続きの適正かつ迅速な処理に寄与することにより、登記所における不動産の権利に関する登記手続きの円滑な実施に資し、もって不動産に関する国民の権利の保護を図る」ため、事業受託体制及び相談受入体制の充実並びに業務執行体制を整備しつつ、以下のとおり事業を推進する。

1 事業受託体制

- (1) 国交省の入札に積極的に参加するとともに、落札に向けた対策の検討を行う。
- (2) 公益社団法人の使命として、継続して、長期相続登記等未了土地解消作業に係る相続調査への協力体制を維持し、早期契約締結及び着手を働き掛けるとともに、旧民法等関係法令の精通に向けた施策を実施する。
- (3) 調査士協会との連携を密にし、嘱託登記事務研修会等の共同事業を通じて受託活動の充実を図る。
- (4) 県及び市町村との契約締結拡大に向け、受託可能業務の周知活動を展開する。
- (5) 空き家・空き地対策として、より専門性を発揮できる相続人調査、相続財産管理人業務等について積極的にアピールする。

2 相談受入体制

- (1) 複雑な相続人確定や不在者財産管理人等の事案に係る事前相談を通じ、公共事業のより円滑な推進への寄与を目指す。
- (2) 相談事例等の情報共有によって困難登記へより積極的に対応し、未登記案件の解消に協力する。

3 業務執行体制

- (1) 法令及び定款に沿った業務執行と事業の円滑な実施のために、会務全般につき効率的な運営を図る。
- (2) 社員へ積極的な情報提供を行い、意思疎通を図りながらより合理的な組織運営を行う。
- (3) 空き家問題、所有者不明土地問題へ対応するため、司法書士会との協力連携した事業を模索し、市町村への積極的な働きかけと受託体制を確保する。
- (4) 今後の協会事務処理及び渉外業務への対応に向け、事務局業務と執行体制の見直し検討と必要な整備を行う。
- (5) 長期的見地から、協会運営の実効性確保に向けた検討を継続して行う。

資金調達及び設備投資の見込み書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

1 資金調達の見込みについて

当期中における借入の予定はない。

2 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定はない。